

「3-1. 燃料電池自動車の安全性」

● 背景

自動車の安全性の向上や国際流通の円滑化を図るため、装置ごとの技術基準を策定し、各国法規の基準の調和を目的として、「車両等の世界技術規則の作成に関する協定」（以下「技術規則協定」という。）に平成 11 年に加入し、積極的に活動を推進しているところ。

今般、技術規則協定に基づく「水素及び燃料電池自動車に関する世界技術規則（第 13 号）」について国連欧州経済委員会（UN/ECE）自動車基準調和世界フォーラム（WP29）第 160 回会合において策定されたため、我が国の基準を改正し、車両安全について国際基準と調和させる。

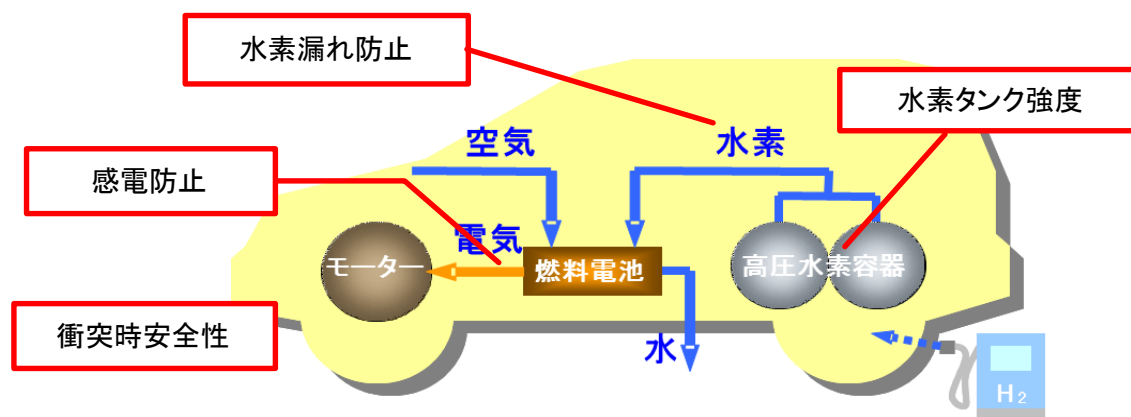


図. 世界技術規則に定められている主な要件

※ 日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定）において、「2015 年の燃料電池自動車の市場投入に向けて、燃料電池自動車や水素インフラに係る規制を見直すとともに、水素ステーションの整備を支援することにより、世界最速の普及を目指す。」とされている。

● 改正概要

- 衝突試験後の要件に燃料漏れ量の基準に加え、客室等の水素濃度の規定及び容器の固定状態の規定を定める。
- 水素漏れを検知した際の運転者への警告基準の強化

● 制定・改正時期

平成 25 年度中（予定）